

【よくあるご質問】（家計急変世帯について）

（問1）離婚した場合の元配偶者の収入は勘案されるのですか。

（答） 判定は、申請時点の世帯構成員のそれぞれの収入に基づいて行われます。
離婚後別居している元配偶者の収入は勘案されません。

（問2）離婚などにより配偶者が家計に入れたお金がなくなったことは本人の収入の減少に該当しますか。また、「収入の減少と新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置との間に何らかの因果関係がある」場合に該当しますか。

（答） 単に離婚をしたということで、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置と全く関係がない場合には、因果関係があるとは認められませんが、例えば配偶者が新型コロナウイルス感染症で死亡した場合や、まん延防止のための措置の影響で離婚した場合など、個別の事情によっては因果関係が認められる場合があります。

（問3）収入の減少はありませんが、出生した子どもを新たに被扶養者としたこと等により、令和3年度住民税課税である者が、住民税非課税相当の水準となる場合は、家計急変世帯に該当しますか。

（答） 家計急変は、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少している、かつ、令和3年1月以降の収入見込みが非課税相当水準以下であることが要件であり、収入の減少がない場合は対象はなりません。

（問4）定年退職により収入（所得）が減少し、非課税水準となる場合は、どのような取扱いとなりますか。また、年金の支給は、通常2か月に1回ですが、年金が支給されない月を任意の1か月とすることはできますか。

（答） 本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、直近の収入減少により市町村民税（均等割）非課税相当と見なされる場合には、その世帯を支援し、生活・暮らしを支援する観点から、支給を行うものです。よって、新型コロナウイルス感染症と全く関係のない理由で収入が減少し、非課税水準となった場合は対象はなりません。

（問5）申請者が個人事業主等の場合の家計急変申請において、非課税相当の判定の際、夫から専従者給与を受ける妻は世帯人数に含めて計算してよいですか。

（答） 非課税相当限度額の算出にあたり、配偶者は、地方税法等における住民税非課税判定に使用する世帯人数と同様の考え方で、同一生計配偶者としています。同一生計配偶者には、青色専従者給与の支払いを受けている者及び事業専従者に該当する

ものは含めません。なお、青色専従者給与の支払いを受けている者等に該当する配偶者は、非課税相当の判定にあたっては世帯人数に含めないこととなりますが、家計急変世帯に対する給付金において給付対象となる世帯は申請時の住民基本台帳法上の世帯であり、当該配偶者が世帯主とは別に支給対象世帯となるものではありません（支給対象は住民登録された世帯の世帯主）。

(問6) 家計急変世帯として申請したが、非課税相当額とならず不給付となりましたが、その後、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変があった場合には、再申請を行うことが可能ですか。あくまでも、申請は一世帯1回限りですか。

(答) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変であって、任意の1か月の収入が住民税非課税相当の水準まで減収している場合には、再申請により給付対象となることはあり得ます。ただし、本給付金の受給は、1世帯につき1回限りです。

(問7) DV等避難者や自立援助ホーム等の入所施設の児童について、就労している等の理由で令和3年度住民税課税であるものが、新型コロナウイルスの影響により収入の減少があった場合には、家計急変世帯として申請できますか。

(答) DV等避難者や措置入所等児童が住民税非課税世帯に対する給付の対象にならない場合でも、家計急変世帯に対する給付の要件を満たせば、申請可能です。